

報道関係者各位

令和5年春季火災予防運動について

今年も4月9日(日)から22日(土)まで、県内で令和5年春季火災予防運動を行いますので、県民の皆様への予防意識の啓発に御協力をよろしく申し上げます。

この運動は、火災が発生しやすい季節を迎えるなか、火災予防意識の一層の普及を図り、火災の発生を防止することを目的としており、県内の消防機関が様々な取組みを実施します(別紙をご参照ください)。

◆ 春は火災が多い季節で、特に注意が必要

春は空気が乾燥している日が多く、火災が起こりやすい季節です。また、雪解け後で、たき火など野外で火を使用する機会が増えます。

火災発生を防止するため、県民の皆様には、次のことに御注意ください。

- 火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火する
- 強風時及び乾燥時には、たき火、野焼き等をしない
- 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしない
- 火入れを行う際は、市町村の許可を必ず受ける
- たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消し、投げ捨てない
- 火遊びはしない

〈参考〉 令和4年1月からの月別火災発生件数 (件)

4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
建物	18	16	17	12	16	14	10	13	14	12	18	16	176
林野				4	10		1				2		17
野火等	6		4	17	18	1		3	5	2	4	1	61
車両等	3		4	1	3	2	3	2	2	5	3	2	30
計	27	16	25	34	47	17	14	18	21	19	27	19	284

5年	1月	2月	3月	計
建物	38	21	12	71
林野			3	3
野火等	2		22	24
車両等	1	2	3	6
計	41	23	40	104

問合せ先：消防救急課 課長補佐 中村
電話：023-630-2226
報道監：次長(兼)危機管理広報監 柴崎

令和5年春季火災予防運動期間中の行事予定等

実施機関名	内 要
<p>山形市消防本部</p> <p>TEL:023-634-1195</p>	<p>新型コロナウイルス感染症防止により、消防車両による巡回、ポスターの掲示やホームページ、インターネット媒体を活用した広報を重点的に実施する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災予防の広報 <ul style="list-style-type: none"> ・消防署、消防団による消防自動車等での広報活動。 ・広報紙（広報やまがた4月1日号）に掲載。 ・電子媒体（山形市公式フェイスブック、山形市役所ホームページ）に掲載。 ・消防本部庁舎、消防署と各出張所庁舎、山形市市民防災センター、各消防団ポンプ車庫、各地区公民館、各事業所に防火ポスターの掲示をして防火意識の高揚を図る。 ・市役所の庁内放送により来庁舎及び職員への火災予防広報。 ・観光地における災害情報提供システムを利用した火災予防運動の広報。 ○ 防火管理の徹底と消防訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・病院、百貨店、学校、工場、事業所等不特定多数の人が出入り又は勤務する建物の関係者に火災予防運動のポスターを配付するとともに、消防訓練の実施を要請。 ○ 一般住宅等への防火広報 <ul style="list-style-type: none"> ・各地区の消防団員及び女性防火クラブ員が、新型コロナウイルス感染症防止対策を図りながら、一般住宅の郵便受けに広報資料を投函し、火災予防の推進を図る。 ○ ひとり暮らしの高齢者世帯等の防火診断 <ul style="list-style-type: none"> ・予防課の防火指導員が単身高齢者宅へ防火訪問し火災予防の啓発を図る。
<p>上山市消防本部</p> <p>TEL:023-672-1190</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報イベント <ul style="list-style-type: none"> 日時：令和5年4月15日（土）10時～12時 場所：ヨークベニマル上山店 内容：防火広報のチラシ、ポケットティッシュ等の配布 住宅用火災警報器の設置・維持広報の街頭指導及びアンケート調査を行う。 ・ポンプ車による広報巡回は期間中随時行う。 ・市内各事業所に火災予防運動の実施についての書類及びポスター配布 ・火災予防運動実施について市報掲載、HP掲載 ・消防本部庁舎前に「火災予防運動実施中」の横断幕の掲示

実施機関名	内 要
<p>天童市消防本部 TEL:023-654-1191</p>	<p>○火災予防啓發文書の発送 市内防火対象物（約200施設） 市内自主防災会（101団体） 各種団体（市女性防災クラブ、市危険物安全協会）等</p> <p>○火災予防防火ポスターの掲示 市内事業所及び公共機関の施設（約200対象物）</p> <p>○サイレンの吹鳴 火災予防運動、初日の4月9日（日）と最終日の4月22日（土）の午前7時と午後7時に火災予防を呼び掛けるため、各消防団施設においてサイレン吹鳴。</p> <p>○住宅防火対策の推進 住宅用火災警報器の設置調査を兼ねて、一般住宅等を訪問し設置促進及び設置後の維持管理について呼びかける。</p> <p>○管内広報（消防署及び消防団） 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進</p> <p>○広報</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火災予防について、市報、市ホームページ、市フェイスブック、市政情報に掲載。 2 各市立公民館に館報等への掲載を依頼 3 大型店舗での火災予防啓発の店内放送を依頼（19店舗） 4 市メール配信システムを活用 5 消防庁舎前の電光掲示板に「春季火災予防運動実施中」「火の用心」を表示。

実施機関名	内 要
<p>西村山広域行政 事務組合消防本部</p> <p>TEL:0237-86-2571</p>	<p>○火災予防広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日 時：4月10日（月）15時00分～16時00分 ・場 所：寒河江市大字寒河江字内の袋50番地 おーばん寒河江西店 <p>（内容）店舗の出入口付近にポスター及びのぼり旗を掲示し、チラシ等を配布する。併せて、住宅用火災警報器の設置促進、維持管理を呼び掛ける。</p> <p>○消防車両で巡回広報を実施。</p> <p>○防火対象物、危険物施設へ火災予防運動の案内文書を配布。</p> <p>○防火対象物、危険物施設への立入検査実施。</p> <p>○事務組合ホームページ、構成市町の広報誌へ掲載。</p> <p>○構成市町の広報誌に併せて広報チラシを配布。</p> <p>○消防本部・消防署庁舎、各分署庁舎へ火災予防運動の立看板、のぼり旗等を設置。</p> <p>○「さがえまちかどTV」を利用し春季火災予防運動のPR映像等の放映。</p>
<p>村山市消防本部</p> <p>TEL:0237-55-2514</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防庁舎車庫前に火災予防運動のぼり旗を設置 ・村山市防災無線により市内全域に広報を行う（火災予防運動期間の前日と最終日に実施するとともに、火災発生状況や火災気象通報の発令等を考慮し、適時注意喚起の放送を行う） ・消防団員による警鐘打鳴 （火災予防運動期間の前日と最終日の4月8日、4月22日） ・消防車両に「火災予防運動実施中」のマグネットを貼り付け、管内の巡回広報を連日行う ・市内各事業所へ防火ポスターの配布と消防訓練の指導 ・市広報誌及び市ホームページへ関連する内容を掲載 ・市役所の庁舎電光掲示板にて、来庁者及び職員への火災予防広報 ・婦人消防クラブ員による防火広報 <p>日時：4月9日～22日 18時～20時</p> <p>場所：市内各地域</p> <p>内容：各地区婦人消防クラブの代表者が、消防車両に乗車して地域内の防火広報を実施するもの</p>

実施機関名	内 要
<p>東根市消防本部 TEL:0237-42-0134</p>	<p>1. 住宅防火対策の推進（住宅用火災警報器の設置促進・維持管理の徹底）</p> <p>（1）市報・各地区公民館だより住宅用火災警報器の設置・維持管理についての記事の掲載。</p> <p>（2）住宅用火災警報器普及啓発街頭広報（予定） 日時：4月9日（日）10時00分～11時30分 場所：イオン東根店 内容：女性防火クラブ員・署員によるパンフレット、ティッシュ等を配布する。</p> <p>（3）サイレン吹鳴装置・消防署ポンプ車及び消防団ポンプ車、積載車による広報。</p> <p>2. 市役所庁舎西側に「火災予防運動実施中」の懸垂幕を掲示。</p> <p>3. 消防庁舎西側にて火災予防運動ののぼり旗を掲示。</p> <p>4. 「火の用心」ののぼり旗を、消防団各ポンプ庫等に設置。</p> <p>5. 大型店舗内放送により、来客者への火災予防等の広報。</p> <p>6. 大型店舗・公民館・コンビニ・ポンプ車庫へ防火ポスター掲示。</p> <p>7. 事業所消防訓練（保育所・病院・老人ホーム等へ出向し指導）</p> <p>8. 東根市のホームページへの住宅防火・たき火等の注意喚起記事掲載。</p>

実施機関名	内 要
尾花沢市消防本部 TEL:0237-22-1131	<p>【尾花沢市・大石田町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ のぼり旗を消防庁舎、消防団ポンプ庫に設置 ・ 広報誌に火災予防運動の記事を掲載 ・ 消防団の防火キャラバン ・ 消防団ポンプ庫に防火ポスターを掲示 ・ 防火対象物に防火ポスターと火災予防運動要綱を配布 ・ 防火対象物への立入検査 <p>【尾花沢市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅用火災警報器設置促進キャンペーン 日時：令和5年4月9日（日）11：00～12：00 場所：尾花沢市内大型店舗 内容：女性防火協力班員と消防職員が大型店舗前で住宅用火災警報器のチラシ及びティッシュを配布 ・ 防火広報 女性防火協力班による市内全域の防火広報 少年消防クラブ員による学区内巡回広報 防災行政無線を使った防火広報 <p>【大石田町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防火広報 防災放送システムでの全町放送

実施機関名	内 要
最上広域市町村圏 事務組合消防本部 TEL:0233-22-7521	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防運動PR活動（一日消防署） 日時：4月15日（土）9時～12時（予定） 場所：新庄市 店舗未定 内容：消防職員による大型店舗入り口において住宅用火災警報器の 早期設置を呼びかける。また、消防車両の展示や火災予防啓 発の配布を行い火災予防を啓発する。 ・幼年消防クラブ防火パレード 日時：4月14日（金）10時～11時30分（予定） 場所：金山町内中心街 内容：町内の園児たちが、火災予防を呼びかけながら、町内中心街 を防火パレードする。 園児：社会福祉法人陽だまり認定こども園 めごたま ・消防団合同防火パレード 日時：火災予防運動期間中の1日 場所：新庄市・・・市街地 舟形町・・・町内全域 戸沢村・・・村内全域 大蔵村・・・村内全域 内容：団ポンプ車3～4台、消防車両1台が各市町村内を防火広報 パレードする。 ・各市町村の防災行政無線活用による防火広報 ・管内防火対象物への火災予防運動の案内文書及び防火ポスターの 配布 ・管内防火対象物への予防査察の実施 ・最上広域交流センター「ゆめりあ」及びJR新庄駅改札口付近及び 新庄駅出入口の液晶モニタにて火災予防PR動画を放映。

実施機関名	内 要
置賜広域行政事務 組合消防本部 TEL:0238-23-3107	<p>1 共通行事【問合せ先：予防課予防指導係（23-3107）】</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）消防本部ホームページ、構成市町広報誌による防火広報等 （2）防火ポスターの配布及び掲示依頼（公共施設、事業所等） （3）火災予防運動のぼり旗、横断幕等の設置 （4）消防車両による巡回防火広報（消防署・消防団） （5）地域FM放送「おきたま GO」による防火広報 （6）住宅用火災警報器のパネル展示による広報（公共施設、大型店舗等） （7）管内市町の防災行政無線、SNSを使用した防火広報 （8）管内商業施設店頭にて外郭団体と共に防火広報・住宅用火災警報器の設置・維持管理の街頭広報 <p>2 米沢消防署【問合せ先：予防係（23-3108）北部出張所第1消防係（36-0032）】</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）米沢市役所庁内放送による防火広報 （2）ケーブルテレビ放送での防火広報（コマーシャル放送） <p>3 南陽消防署【問合せ先：予防係（43-3500）】</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）電光掲示板を使用した防火広報（住宅用火災警報器について） パチンコ店に設置されている大型電光掲示板を借用して実施 （2）山火事、野火防止の注意喚起チラシ配布 （JA山形おきたま南陽支店に協力を依頼） （3）各種届出で来署した方へ住宅用火災警報器設置に関わる啓発品の配布 <p>4 高畠消防署【問合せ先：予防係（52-1505）】</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）幼年消防クラブ員による防火パレード（4月中旬） （2）管内商業施設に貼付されているソーシャルディスタンス明示用シールでの防火広報。（レジ前の床面に貼付されているソーシャルディスタンス明示用シールに、防火広報の内容を記載。） <p>5 川西消防署【問合せ先：予防係（42-3700）】</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）消防団による住宅用火災警報器の設置、維持管理に関する広報（町内全戸）

実施機関名	内 要
<p>西置賜行政組合 消防本部</p> <p>TEL:0238-88-1797</p>	<p>○少年防火クラブ「火の用心回り」 日時：4月下旬 場所：長井市内（長井市：谷地地区） 内容：谷地少年防火クラブ員による防火巡回の出発式 （4月から9月までの月2回、防火巡回を実施予定）</p> <p>○防火パレード 日時：令和5年4月16日（日）14時～15時 場所：小国町内 内容：小国町消防団、小国町役場、消防署小国分署の各車両で町内を 防火広報</p> <p>○消防庁舎前、商業施設、保育園等への「火災予防運動」の懸垂幕、 看板、のぼり旗等の設置</p> <p>○消防車両に火災予防啓発のマグネットシートを掲示し防火巡回</p> <p>○西置賜管内の事業所等へ予防査察、消火避難訓練の実施及び、防火 ポスターの配布</p> <p>○火災予防運動について消防本部のHP及び小国町の広報誌に記事を 掲載</p> <p>○コミュニティーFM「おらんだラジオ」及び小国町役場防災ラジオを 活用して火災予防広報</p>
<p>鶴岡市消防本部</p> <p>TEL:0235-22-8332</p>	<p>○高齢者世帯等防火訪問調査</p> <p>○防火対象物の火災予防査察及び消防訓練指導</p> <p>○消防車両による防火広報 管内一斉車両防火広報（4月9日（日）7:00～）他</p> <p>○消防団防火広報</p> <p>○防災行政無線による防火広報</p> <p>○ケーブルテレビによる火災予防放送（期間中 櫛引地域）</p> <p>○行政情報モニター（鶴岡市本庁舎待合ロビー内設置）による火災予 防運動実施に関する放映</p> <p>○火災予防運動実施について、鶴岡市広報誌及びホームページに掲載</p> <p>○管内の事業所等に火災予防啓発に関する書類配布 （ポスター約1,000枚の掲示依頼等）</p>

実施機関名	内 要
<p>酒田地区広域行政 組合消防本部</p> <p>TEL:0234-61-7113</p>	<p>・火災予防イベント（防火パレード）消防署各分署、消防団</p> <p>① 日時：4月 2日（日）11：00～ 地区：酒田市平田地区</p> <p>② 日時：4月 9日（日）9：00～ 地区：酒田市八幡地区</p> <p>③ 日時：4月 9日（日）8：50～ 地区：遊佐町内</p> <p>④ 日時：4月16日（日）9：00～ 地区：酒田市松山地区</p> <p>⑤ 日時：4月16日（日）15：00～ 地区：庄内町余目地区、狩川地区、清川地区</p> <p>・ヤクルト販売員による火災予防及び住宅用火災警報器設置普及維持管理広報 期間：4月9日（日）～22日（土） 内容：期間中は、ヤクルトレディが販売用の保冷バック等に火災予防のためのリーフレットを入れ、火災予防と住宅用火災警報器の設置や維持管理について広報に協力します。</p> <p>・火災予防広報 日時：4月9日（日）～22日（土） 場所：酒田地区管内全域 内容：酒田地区女性防火クラブ員と消防本部職員で管内全域を広報車で防火広報を実施する。</p> <p>・住宅用火災警報器設置普及イベント 日時：4月15日（土） 13:30～15:00 場所：酒田市あきほ町120-1 イオン東北（株）イオン酒田南店 内容：消防本部職員が市内の大型店で住宅用火災警報器設置普及・維持管理のチラシ及びティッシュ配布</p> <p>・火災予防広報及び住宅用火災警報器設置普及・維持管理広報 女性防火クラブ員が酒田FMハーバーラジオで防火広報と住宅用火災警報器の設置普及・維持管理の広報を実施（酒田FMハーバーラジオスタジオ）</p> <p>・防災行政無線による防火広報 火災予防期間中防災行政無線で防火広報を実施する。</p> <p>・市内各事業所に火災予防運動の実施についてポスターを配布</p> <p>・住宅用火災警報器関連のチラシを配布</p> <p>・消防車両に火災予防運動実施中のマグネットシートを貼り付け巡回広報</p> <p>・消防署及び各分署に防火看板、防火のぼりの設置</p> <p>・防火対象物等への立入検査の実施</p> <p>・酒田市役所電子掲示板で住宅用火災警報器関連の広報を掲載</p>